

田中正明 著

『新版 パール判事の日本無罪論』

小学館新書

2017年、286pp.

越後和典

Kazunori Echigo

滋賀大学 / 名誉教授

序

(1) 本書は小学館文庫(初版2001年)所収の小林よしのり「推薦のこぼし」を割愛し、百田尚樹「特別寄稿日本人が知っておくべき東京裁判」を収録したもので内容は両者に大差はない。本書は東京裁判(極東軍事裁判)の本質と、この裁判で只一人被告の無罪を主張したインドのラダ・ビノード・パール判事の主張を簡潔・的確に伝えた書物である。著者によればこの裁判は戦勝国が敗戦国に押しつけた野蛮な弱肉強食の世界の法律的外貌をまとった肯定に過ぎない。しかるに日本のメディアはこの裁判の容認が当然であるという偏見を拡散し、戦後の日本人を卑屈なものにした。私はこの著者の意見に全面的に賛成する者であり、以下に本書の内容を紙幅の許す限り詳細に紹介する。

(2) 東京裁判を構成した国は連合国として日本と交戦したアメリカ・イギリス・ソ連・フランス・中国・オランダ・カナダ・オーストラリア・ニュージーランド・フィリピン・インドの11ヶ国であり、判事はこれら11ヶ国から一人ずつ選ばれた。裁判長はオーストラリアのウェッブ判事であった。これに対してA級戦犯として訴追されたのは28名で、このうち2名は病死、1名は病院入院のため、判決を受けたのは25名の被告であった。その内訳は7名が絞首刑、1名は禁固刑20年、1名は禁固刑7年、残り16名は終身禁固刑であった。この裁判は終戦の翌年1946(昭和21)年5月3日に開廷、1948(昭和

23)年11月12日に判決が下された。判決文はパール判事の少数意見を無視し全裁判官一致の判決であるかの如き形式をとっており、公開の原則を無視した違法なものといえる。この裁判の目的は連合国側のアジア侵略の正当性を誇示すると同時に、日本の過去18年の一切を罪悪として烙印することにあったとパール判事は述べている。筆者も同感である。なおこの裁判を演出・指揮したマッカーサーは裁判終結の1年半後、トルーマン大統領に「この裁判は間違いだった」と告白し、3年後の5月3日アメリカ上院軍事外交委員会の席上、日本があつた戦争に飛び込んだ動機は安全保障の必要からであつて侵略ではなかつたと言明した。これは本書の著者の記述による。

I 不公正極まる東京裁判

幾十万人という女・子供を含めた非戦闘員を一瞬にして皆殺しにした原子爆弾の投下を命令・授權した米軍の責任者が戦争裁判の被告者とならなかつた事実。中立条約を一方的に破棄し満州へなだれ込み、婦女子を強姦、住民の財産を掠奪し、多数の日本人をシベリアへ連行して奴隷労働を強制したソ連の非情無惨な行為が東京裁判で何等問われなかつた事。パール判事はこのような不公正極まる裁判は承服できないという正論を展開した。この正論は今日国際法学会からも支持されていると著者は述べている。当然といえよう。

II 国際法の基本的性格と東京裁判無効論

(1) 現行の国際法には戦争を犯罪とする規定はなく、従って戦争を処罰する条項もない。クラウゼヴィッツの古典的な『戦争論』(訳本は岩波文庫に収録)を俟つまでもなく、戦争は政治の延長、国家政策遂行の一手段として容認されてきた。法のないところに刑罰はなく、裁判もありえないから、東京裁判そのものが罪刑法定主義に違反し無効であるとパール判事は主張する。筆者も当然の主張と考える。

(2) 法の不遡及、事後法の禁止は法治社会の根本原則である。従って東京裁判ではポツダム宣言が発せられた1945年7月26日現在において存在していた太平洋戦争のみを、この裁判の審判対象にすべきである。しかるに検察側はこの裁判が1931年の満洲事変以降1945年の太平洋戦争終結までの全期間における日本の侵した一切の行為であるとした。これは事後法禁止の原則に違反する私刑(リンチ)であり、法の遡及という文明に逆行するものといわざるを得ない。筆者もこの断定に賛成である。

III 東京裁判における「全面的共同謀議」

「全面的共同謀議」はパール判決文の主軸をなすものであり、検察側もこの点を重視し証拠固めは殆んどこの一点に絞っている。もし共同謀議の線が崩れるならば東京裁判は根底から成立しないからである。A級戦犯のA級たる所以は満洲事変から太平洋戦争に至る間、日本が犯した侵略戦争について、被告が共同謀議に参画したからである。逮捕状はこの事実認定に基き出された。しかしこれは事実誤認である。検察側はヒトラーの独裁政権と日本の十一代にわたる内閣とを同一視するという根本的な誤りを犯した。日本の実態は共同謀議どころか皮肉にもA級戦犯の中には政敵として相争う者さえいた。当時の日本の政界は混迷・内紛・不統一を極めていた。28名の被告に共通性・一貫性は見出せない。

満洲事変以降14年間に共同謀議によって周到な準備の下、侵略戦争が行われたなどというのは、妄想に過ぎない。東京裁判はこの妄想の産物であると著者はいう。筆者もこの妄想説に賛成の意を表したい。

IV 東京裁判の底を流れる人種的偏見

人種的偏見とは白色人種が黄色人種や黒色人種よりも優秀であるという謬見である。白色人種は三世紀にわたって有色人種に対しこの謬見を叩き込んできた。日露戦争での日本の勝利は白色人種優越説に対する最初の挑戦であったが欧米では黄禍論が抬頭し、謬見は是正されなかった。1919(大正8)年ベルサイユ講和会議において、日本の牧野伸顕・^{ノブキ}珍田捨巳^{スラミ}の両全権が「人権は平等である」という一項を国際連盟規約に加えるよう要求したが、オーストラリア代表や英国全権団によって反対された。牧野代表は各国民均等主義という表現をやわらげた修正案を再度提出したが、英国代表等により反対され、議長の米国大統領ウィルソンは修正案を否決した。この人種的偏見が太平洋戦争の遠因をなし、東京裁判の底流として存在していたことをパール判事は鋭く指摘している。筆者はこの偏見はトランプ現米国大統領の言動にも見られ、現在も生きていると思う。

V パール判事の世界連邦論

人類は二十世紀に二度も世界大戦を繰り返したがその本質的原因は何であったか。公の秩序と安全が常に脅かされ第三次大戦の不安が存在するが、こうした不安をいかに取除くか、こうした問題こそ本裁判で徹底的に究明されるべきであったのに、事実はその問題意識さえ絶無であった。そこでパール判事は戦争そのものを廃絶するには、世界を一つの法治共同体にする(世界連邦の成立)必要があることを力説した。この所論は時宜を得た卓見である。